

第9期介護保険料の所得段階設定について

第8期〔2021（令和3）～2023（令和5）年度〕			
所得段階	対象者	保険料率	保険料年額（円）
第1	●生活保護を受けている者 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている者 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	0.5	31,500
	軽減措置後	0.3	18,900
第2	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の者	0.75	47,200
	軽減措置後	0.5	31,500
第3	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の者	0.75	47,200
	軽減措置後	0.7	44,100
第4	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	0.9	56,700
第5	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の者	1	63,000
第6	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	1.2	75,600
第7	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.3	81,900
第8	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.5	94,500
第9	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の者	1.7	107,100

第9期〔2024（令和6）～2026（令和8）年度〕			5,400円で算定した場合		5,500円で算定した場合	
所得段階	対象者	保険料率	保険料年額（円）	対前年度増減額	保険料年額（円）	対前年度増減額
第1	●生活保護を受けている者 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている者 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	0.455	29,400	-2,100	30,000	-1,500
	軽減措置後	0.285	18,400	-500	18,800	-100
第2	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の者	0.685	44,300	-2,900	45,200	-2,000
	軽減措置後	0.485	31,400	-100	32,000	500
第3	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の者	0.69	44,700	-2,500	45,500	-1,700
	軽減措置後	0.685	44,300	200	45,200	1,100
第4	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	0.9	58,300	1,600	59,400	2,700
第5	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の者	1	64,800	1,800	66,000	3,000
第6	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	1.2	77,700	2,100	79,200	3,600
第7	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.3	84,200	2,300	85,800	3,900
第8	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.5	97,200	2,700	99,000	4,500
第9	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	1.7	110,100	3,000	112,200	5,100
第10	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	1.9	123,100	16,000	125,400	18,300
第11	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	2.1	136,000	28,900	138,600	31,500
第12	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	2.3	149,000	41,900	151,800	44,700
第13	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の者	2.4	155,500	48,400	158,400	51,300

※保険料率の額に100円未満の端数が生じる場合は切り捨てる

## 介護給付費準備基金取崩パターン表（案）

保険者である国東市では、計画期間内の急激な給付費増等に対応できるように、計画期間内の剰余金（保険料・調整交付金）を介護給付費準備基金として積み立てています。

介護保険制度において、計画期間内に必要となる保険料については、各計画期間内における保険料で賄うことを原則としていることから、計画期間終了時の介護給付費準備基金の剰余金は、次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方であり、介護給付費準備基金の適正な水準は保険者が決定するものです。

今回（令和5年度末残高見込）、約4億円ある基金の取崩しについて、4パターン作成しました。

- ①は基金を取崩さない場合、②は第9期で100%取崩す場合、③は50%取崩す場合、④は60%取崩す場合で事務局案です。

（参考）第8期

保険料 基準額 (月額)	準備基金取り崩し額の影響額			
	準備基金の残高 (R2年度末見込額)	準備基金取崩額	準備基金取崩割合	
(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
5,250	286	309,083,809	104,800,000	33.9%

（参考）第9期

保険料 基準額 (月額)	準備基金取り崩し額の影響額			
	準備基金の残高 (R5年度末見込額)	準備基金取崩額	準備基金取崩割合	
(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
①6,114	0	0	0.0%	
②4,939	1,175	412,776,864	100.0%	
③5,527	587	206,388,432	50.0%	
④5,409	705	247,666,118	60.0%	

（参考）介護保険料基準月額の推移

区 分	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
	H12~14	H15~17	H18~20	H21~23	H24~26	H27~29	H30~R2	R3~R5	R6~R8
国東市	保険料	国見 3,058円 国東 2,967円	国見 2,800円 国東 3,400円	4,000円	3,850円	4,750円	4,750円	5,300円	5,250円
	増減額 (対前期)	武蔵 3,017円 安岐 2,983円	武蔵 2,750円 安岐 3,408円	—	▲150円	+900円	0円	+550円	▲50円
	大分県	保険料	3,192円	3,433円	4,216円	4,155円	5,351円	5,599円	5,790円
	増減額 (対前期)	—	+241円	+783円	▲61円	+1,196円	+248円	+191円	+166円
全 国	保険料	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円	6,014円
	増減額 (対前期)	—	+382円	+797円	+70円	+812円	+542円	+355円	+145円